

東武カード会員規約

第1章 一般条項

第1条 (総 則)

- 東武マーケティング株式会社（以下「当社」という）は、クレジットカードを発行します。当社が発行するクレジットカードを総称して、東武カードといいます。
- 東武カードには、以下の6種類があります。
 - 東武百貨店および当社と加盟店契約を有する加盟店（以下「ハウスカード加盟店」という）で利用できるカード（以下「ハウスカード」という）
 - ハウスカード加盟店での利用に加え、株式会社ジェシービー（以下「JCB」という）と加盟店契約を有する国内および国外の加盟店（以下「JCB加盟店」という）も利用できるカード（以下「東武カード（JCB）」という）
 - ハウスカード加盟店での利用に加え、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」という）と加盟店契約を有する国内のDCおよびVISA加盟店、および国外ではVisa Worldwide Pte. Limited（以下「Visa Worldwide」という）に加盟したクレジット会社・金融機関と契約した加盟店（以下「DC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（DC VISA）」という）
 - ハウスカード加盟店での利用に加え、三菱UFJニコスと加盟店契約を有する国内のDCおよびMasterCard Asia/Pacific Pte. Ltd.（以下MasterCard Asia」という）加盟店、および国外ではMasterCard Asiaに加盟したクレジット会社・金融機関と契約した加盟店（以下「DC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（DCマスター）」という）
 - ハウスカード加盟店での利用に加え、ユーシーカード株式会社（以下「UC」という）と加盟店契約を有する国内のUCおよびVISA加盟店、および国外ではVisa Worldwideに加盟したクレジット会社・金融機関と契約した加盟店（以下「UC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（UC VISA）」という）
 - ハウスカード加盟店での利用に加え、UCと加盟店契約を有する国内のUCおよびMasterCard Asia加盟店、および国外ではMasterCard Asiaに加盟したクレジット会社・金融機関と契約した加盟店（以下「UC加盟店」という）で利用できるカード（以下「東武カード（UCマスター）」という）
- 前第2項②から⑥までのカードを以下「提携カード」といい、ハウスカード、提携カードの両者をあわせて以下「カード」という。「カード」には、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という）を含みます。また、ハウスカード加盟店、JCB加盟店、DC加盟店、UC加盟店の4者をあわせて以下「加盟店」といいます。

第2条 (会 員)

- 会員には、ハウスカード会員と提携カード会員とがあり、それぞれ正会員と家族会員とがあります。（以下単に「会員」という場合、これらすべての会員をさします）
- ハウスカード会員とは、当社がハウスカードを利用できる会員として、入会を承認した方をいい、提携カード会員とは、当社が提携カードを利用できる会員として、入会を承認した方をいいます。
- 正会員とは、本規約を承認のうえ、当社に入会を申込み、当社が入会を承認した方をいいます。また、当社が入会を承認した日を契約成立日とします。なお、正会員は、カード利用によって生ずる一切の債務の履行（年会費の支払いを含む）およびその他カードの使用、管理に関する一切の責任を負うものとなります。
- 家族会員とは、正会員が正会員の代理人として指定し、カードの使用、管理等に関する一切の責任は正会員が負担することを承認した正会員の家族で、本規約を承認のうえ入会を申込み当社が入会を承認した方をいいます。

第3条 (カードの貸与と規約の承認)

- 当社は会員にカードを貸与します。会員は善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理しなければなりません。
- 会員は、当社よりカードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
- カードは、カード表面に記載された会員本人以外には使用できません。
- カードの所有権は、当社に属しますので、他人に貸与、譲渡、質入れしたり担保提供等に利用したりして、カードの占有を第三者に移転することは一切できません。
- 会員が本規約を承認しない場合、規約受領後1ヶ月以内、かつご利用開始前である場合に限り、会員は本契約を解約できるものとします。この場合、会員は直ちにカードを切断し当社に返却するものとします。

第4条 (年会費)

会員は、当社に対し、別に定める期日に所定の年会費を支払うものとします。

第5条 (暗証番号)

- 会員は、当社所定の方法により、貸与されたカードごとに、暗証番号を当社へ届け出るものとします。ただし、届出がない場合または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には当社が任意に定める暗証番号を登録するものとします。
- お届けの暗証番号は、第三者に容易に推測されないような数字（生年月日、電話番号、自宅の番地等はお避けください）の組み合わせをご用意いただくとともに、暗証番号を他人に知られることのないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 会員は、カード利用にあたり登録された暗証番号が使用された場合、当社に責のある場合を除き、暗証番号について盗用その他の事故があっても、そのために生じる債務の支払いについてすべての責を負うものとします。
- 会員は、当社所定の方法により暗証番号の変更登録を申し出ることができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続が必要となります。

第6条 (有効期限)

- カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとします。
- 有効期限の2ヶ月前までに会員から申し出がなく、当社が引き続き会員として認める場合は、有効期限は自動的に更新され新カードを交付します。会員は新カード受領後直ちに旧カードを切断・破棄するものとします。
- 前項によりカードが更新されないときは、会員は有効期限の到来により会員資格を喪失するものとします。

第7条 (カードの機能)

- 会員は、カードを利用して東武百貨店および加盟店で商品の購入または役務・権利その他のサービスの提供（以下「カードショッピング」という）を受け利用することができます。また、正会員（家族会員は除く）はカードを利用して、当社から金銭の借入れ（以下「カードキャッシング」という）を受け利用することができます。ただし、第20条に該当する場合等、当社の判断によりカードの使用を停止する場合があります。
- 会員はカードショッピング利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払いすること、当社に委託するものとします。ただし、UC加盟店、JCB加盟店の場合、会員はカードの利用またはUC、JCBのかかわる通信販売等により生じた加盟店の会員に対する債権の任意の時期ならびに方法での譲渡について、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知または承認の請求を省略するものとします。
 - 加盟店がUC、JCBに譲渡すること。
 - (イ) によりUC、JCBに譲渡した債権をさらに当社に譲渡すること。
 - (ロ) 加盟店がUC、JCBと提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらにUC、JCBに譲渡すること。

金を除く当社に対して負担する債務の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該債務に対し、年14.52%（ただし、1年を365日として日割計算による）により計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。

第19条 (会員の再審査)

当社は、会員に対して入会後定期、不定期の再審査を行うことがあります。当社が再審査を行うに際して、会員（ただし、家族会員は除く）は個人情報の取り扱いに関する同意条項第3条に規定する個人情報情報機関の個人情報報告を当社が個人情報の取り扱いに関する同意条項に基づき利用することに同意するものとします。また、当社から請求があれば当社の求める資料などの提出に応じるものとします。

第20条 (会員資格の停止)

- 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合は会員資格を停止させることができるものとします。
- 弁済金の支払いを遅延しているとき
 - 第19条の再審査において、当社が会員資格を停止させることが相当と判断したとき
 - 会員の信用状態に変化が生じたとき
 - ショッピング利用可能枠を現金化等のために利用した場合、その他カードの利用状況が不当であるときまたはそのおそれがあるとき
 - 会員が当社から複数枚のカードを貸与されている場合、他のカードについて①から④に該当する事由が生じたとき

第21条 (会員資格の喪失)

- 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合、当然に会員資格を喪失します。また当該会員が正会員の場合、家族会員も当然に会員資格を喪失します。この場合、会員または親族は当社に対して直ちにカードを返却するものとします。
- 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は通知・催告等をせずにいつでも会員資格を喪失させることができるものとします。この場合、会員は当社に対して直ちにカードを返却するものとします。
 - 会員が第17条のいずれかに該当した場合
 - 会員が約定支払日に弁済金の支払いを遅滞し、その遅滞が約定日の月末まで継続した場合
 - 会員が入会申込時または最終支払日より2年以上カードを利用しない場合
 - カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しないとき、または決済口座の変更等の手続きが2ヶ月以内に完了しないとき
 - 当社が会員の届出住所宛にカードを送付したにもかかわらず、カードが当社に返送された場合
 - 会員が当社から複数枚のカードを貸与されている場合、他のカードについて①もしくは②に該当する事由が生じたとき
- 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は通知・催告等をせずにいつでも会員資格を喪失させることができるものとします。この場合、会員は当社に対して直ちにカードを返却するものとします。また、当社の請求により本規約に基づくすべての債務について会員は期限の利益を失い、直ちに債務の全額を一括して履行するものとします。
 - 虚偽の申告をした場合
 - 本規約のいずれかに違反した場合
 - 会員の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - ショッピング利用可能枠を現金化等のために利用した場合、その他カードの利用状況が不当であるとき
 - 第19条の再審査の結果、当社が不適当と認めた場合
 - 会員が当社から複数枚のカードを貸与されている場合、他のカードについて①から④に該当する事由が生じたとき

第22条 (反社会的勢力の排除)

- 会員は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたってもし該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団
 - 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業・団体
 - 総会屋等
 - 社会運動等標ぼうゴロ
 - 特殊知能暴力集団等
 - 前各号の共生者
 - その他前各号に準ずる者
- 会員は、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 当社は、本条第1項もしくは第2項に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づくカードの利用を停止することができるものとします。カードの利用を停止した場合には、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。
- 会員は、本条第1項もしくは第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員はこれに応じるものとします。
- 会員は、会員が、次のいずれかに該当し、当社との契約を継続することが不適切であると当社が判断した場合には、当社の通知または請求により会員資格を喪失するとともに期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
 - 本条第1項各号のいずれかに該当した場合
 - 本条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合
 - 本条第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をした場合
 - 本条第4項に定める調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合
- 会員は、前項の規定が適用されたことにより、会員に損失、損害または費用（以下、「損害等」という）が生じた場合でも、当該損害等について当社に請求をしないものとします。
- 本条第5項の規定に基づき会員資格を喪失された場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとします。

第23条 (会員の都合による退会)

- 会員は当社あて所定の退会届を提出するなどの方法により退会することができます。
- 正会員が退会した場合、家族会員も当然に退会になるものとします。
- 第1項および前項の場合、会員は直ちに当該カードを切断のうえ当社に返却するか、または切断のうえ破棄するものとします。
- 会員は退会した後も、当該カードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責を負うものとします。

第24条 (犯罪による収益の移転防止に関する法律)

- 入会を申込みた方は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する外国政府等において重要な公的地位にある方（または、過去にその地位にあった方）およびその家族に該当する場合には国名、職位、続柄、その他必要な事項を当社に申告するものとします。

- (二) 加盟店がVisa WorldwideおよびMasterCard Asia (以下「国際提携組織」という)に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じUCIに譲渡すること。
- (ホ) (ハ)、(ニ)によりUC、JCBに譲渡した債権をさらに当社に譲渡すること。
3. 会員は、本規約第31条に該当する場合を除いて、カードショッピング利用により生じた商品購入等代金債権について、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該カードショッピングご利用の都度、当該ご利用をもって承諾するものとします。
4. 会員が購入した商品等の所有権は、当該商品等にかかる債務が完済されるまで当社に留保されます。

第8条 (付帯サービス)

1. 会員は、当社および当社の提携する第三者（以下「サービス提供会社等」という）が提供するカードに付帯したサービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社またはサービス提供会社等が書面その他の方法で公表します。なお、会員が付帯サービスを不要とする場合は、カード発行をお断りする場合があります。
2. 会員は、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合は、それに従うものとします。また、付帯サービスを利用できない場合があることを予め承認します。
3. 会員は、付帯サービスについて次のことを予め承諾するものとします。
- ①付帯サービスについて、会員への予告または通知なしに変更もしくは中止される場合があること。
- ②会員資格を停止したときは、付帯サービス（停止前に取得済みの付帯サービスも含む）を利用する権利も停止されること。
- ③退会または会員資格を喪失したときは、付帯サービス（退会前または資格喪失前に取得済みの付帯サービスも含む）を利用する権利も喪失するものとする。
4. 当社は、会員がカードの不正利用、その他カードの利用に關し正常でない方法により付帯サービスの利用および付与を受けた場合には、付帯サービスの全部または一部を将来的にまたは遡及的に失効させることができるものとします。
5. 前項の場合において、会員は、当社に対し、当社が被った損害相当額を賠償しなければならないものとします。

第9条 (カードの利用可能枠と承認)

1. カードには、カードショッピングの利用可能枠（以下「ショッピング総利用可能枠」といいます）とカードキャッシングの利用可能枠があり、ショッピング総利用可能枠には枠としてリボ払い・2回払い・ボーナス一括払いの利用可能枠（以下「割賦枠」といいます）があります（以下総称して「カードの利用可能枠」といいます）。
2. カードの利用可能枠は、当社が審査し決定した額までとします。この場合、カードの利用可能枠には家族会員が利用する額も含みます（家族会員はカードキャッシングは利用できません）。
3. 会員が当社の発行する複数のカードの貸与を受けた場合、当該複数カード全体における利用可能枠は、原則としていちばん新しく貸与されたカードの利用可能枠となり、複数枚のカードの利用可能枠の合計金額にはなりません。
4. 当社は会員の利用状況および信用状況等により必要と認めた場合は、いつでもカードの利用可能枠を増額（カードキャッシングは除く）または減額することができるものとします。ただし、会員が増額を希望しない場合は、会員の申し出により増額前のカードの利用可能枠に戻すこととします。
5. 会員はカードの利用可能枠内で繰り返しカードを利用することができます。
6. カードの利用可能枠内であっても、利用金額、購入商品や受ける役務によっては、当社の承認が必要な場合があります。この場合、会員は加盟店が当社に対してカードの利用に関する照会を行うことを予め承諾するものとします。なお、当社は会員のカード利用が適当でないと判断した場合にはカードの利用を承認しないことがあります。また、貴金属・金券類等の商品についてはカードの利用を制限させていただくことがあります。
7. 会員は、カードの利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとし、カードの利用可能枠を超えて利用した場合は、カードの利用可能枠を超えた金額を一括して直ちににお支払いいただきます。
8. 当社がショッピング総利用可能枠を超えた利用を特別に承認した場合、当該利用代金の支払方法は1回払いとなります。

第10条 (利用代金の支払方法等)

1. カードの利用代金は毎月10日を締切日とし、第29条第2項によって算出された支払額（以下「弁済金」という）および第34条第2項によって算出された弁済金を翌月3日（以下「約定支払日」とい）、金融機関が休日の場合は翌営業日とする）に当社に支払うものとし、会員が予め約定した当社指定の金融機関の原則として正会員名義の預貯金口座からの自動振替によるものとし、また、なお、事務上の都合により、翌々月以降の約定支払日からお支払いいただくなど支払い開始が遅れる場合や締切日以降は翌月の自動振替が停止できない場合があります。
2. 振替期日に万一預貯金残高が不足し、振替ができなかった場合は、速やかに当社への送金により支払っていただきます。
3. 金融機関での振替手続き未完了時における会員の当社に対するカード利用代金の支払いは、第1項、第2項の定めにかかわらず、当社への送金とします。なお、その場合の締切日および約定支払日は第1項と同じとします。
4. カード利用代金の発生するお取引が連続して13ヶ月以上なく、その後ご利用があった場合、お届けの金融機関の口座からカード利用代金が引落しできない場合があります。その場合あらためて口座振替依頼書をご提出いただく事があります。
5. 日本国外でのカードのご利用については、次のことが適用されます。
- ①カードショッピング利用代金またはカードキャッシングの融資金（以下「融資金」という）が外国通貨建ての場合、当社および国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。
- ②カードショッピング利用代金および融資金のお支払いは1回払いといたします。
- ③この規約のすべての事項については、外国為替および外国貿易法等を含め日本法が適用されます。
6. 当社が会員に対してお支払いすべき債務については、当社は、事後に到来する約定支払日において、当該会員によるカードショッピング利用代金と相殺できるものとします。
7. 当社は、第1項に基づく毎月のお支払い金額を、お支払い月の前月20日ごろ、正会員が予め届けた送り先にご利用代金明細書として郵送する方法により通知し、または電磁的方法により提供いたします。正会員は、ご利用代金明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。正会員はご利用代金明細書の内容についての当社へのご確認は、通知または提供を受けたのち10日以内に、ご利用代金明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。なお、当社は正会員が電磁的方法によるご利用代金明細書の提供を希望しない場合は、郵送による方法で通知するものとしますが、この場合当社所定の発行費用をご負担いただく場合があります（割賦販売法及び貸金業法に基づき交付する書面である場合を除く）。また、正会員からの申し出により、ご利用代金明細書を再発行する場合も、当社所定の発行費用をご負担いただく場合があります。

第11条 (継続的取引にかかるカードの利用について)

1. 会員は、当社が適当と認めた場合、保険・通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として、カードを利用することができます。
2. カード番号や有効期限等に変更があった場合、加盟店に対する変更通知は会員が行うものとします。ただし、当該変更通知を当社が行うことがあることを会員は予め承諾するものとします。
3. 会員の都合により加盟店に対するカード決済を中止する旨の通知は、会員が会員の責任で行うものとします。ただし、当該通知を当社が行うことがあることを会員は予め承諾するものとします。

2. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項（氏名・生年月日・住所）、取引目的および職業等の確認）の手続きが完了しない場合等には、入会をお断りすることや会員資格の取消、またはカードの全部もしくは一部の利用を停止すること、その他必要な措置をとるものとします。

第25条 (規約の変更)

1. 本規約を変更する場合は当社は会員に変更事項を通知もしくは告知（変更の日から30日周、当社の営業所に掲示する等）いたします。なお、当社が変更内容を通知もしくは告知した後、会員がカードを使用した場合、または退会の申し出がなかった場合は、変更事実が承認されたものとします。
2. 前項のほか、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約および付随する特約を次項に定める方法により変更することができるものとします。
- ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき
- ②変更の内容が本規約および付随する特約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
3. 前項に基づく変更に当たっては、当社は、効力発生日を定めた上で、本規約および付随する特約を変更する旨、ならびに変更後の内容および効力発生時期を、当社ホームページにおいて周知するものとします。なお、前項②に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社ホームページへの掲載を行うものとします。

第26条 (合意管轄裁判所と公正証書)

1. 会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかににかかわらず、会員の住所地、購入地および当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。
2. 会員が第17条に該当し、当社が必要と認めた場合、会員の費用負担で、本規約につき、強制執行認諾事項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を当社に提出するものとします。

第27条 (外国為替および外国貿易管理に関する諸法令の適用)

- 日本国外でのカード利用については、以下各号を適用します。
- ①本規約の有効性、解釈、履行等のすべての事項については、日本法に準拠するものとします。
- ②外国為替および外国貿易管理に関する諸法令を遵守するものとします。

第2章 カードショッピング条項

第28条 (カードショッピングの利用方法)

会員は、東武百貨店および加盟店において自己のカードを提示し、所定の伝票または売上票にカードの署名と同じ署名をすることにより商品の購入、または後援・権利その他サービスの提供を受けることができます。ただし、通信販売、電話予約販売等、その他当社が特に認めた場合は、カード提示ならびに署名の省略などこれに代わる方法をとる場合もあります。ICカード利用の場合には、当社が指定する加盟店において、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。ただし、端末機の故障等の場合または別途当社が適当と認める方法を定める場合がありますは、この限りではありません。

第29条 (カードショッピング弁済金の算定方法等)

1. カードショッピング利用代金の支払い方法は、定額リボルビング払い、1回払い、2回払い、ボーナス一括払いのうち、会員が利用の際に指定した方法によるものとします。指定がない場合は、原則として1回払いになります。ただし、1回払い以外の支払い方法については、一部の加盟店で指定できない場合があります。また、日本国外でのカードショッピング利用代金の支払い方法は、原則として1回払いとなります。
2. カードショッピングの弁済金は、次の基準で算定した金額とします。
- ①定額リボルビング払い（以下「定額リボ払い」という）…毎月の弁済金は、第3項①に定める手数料を含み、次表の基準によるものとし、約定支払日にお支払いいただきます。なお、約定支払日前にお支払いいただいた場合にも、第3項①に定める手数料をお支払いいただきます。支払コースは、会員が入会申込時または変更届により指定したコースとなります。ただし、当社が支払コースを指定する場合があります。締切日の利用残高とその手数料の合計額が、支払コース別の毎月の弁済金に満たない場合は、締切日の利用残高とその手数料の合計額をお支払いいただきます。

■長期コース（残高スライド）

締切日の利用残高	100,000円まで	100,001円から200,000円まで	200,001円から300,000円まで	300,001円から100,000円増すごとに、5,000円ずつ加算
弁済金	5,000円	10,000円	15,000円	

■短期コース（残高スライド）

締切日の利用残高	100,000円まで	100,001円から200,000円まで	200,001円から300,000円まで	300,001円から100,000円増すごとに、10,000円ずつ加算
弁済金	10,000円	20,000円	30,000円	

■定額コース（2万円・3万円）

	弁済金	締切日の利用残高にかかわらず弁済金は毎月一定となります。
2万円コース	20,000円	
3万円コース	30,000円	

- ただし、定額コース（2万円・3万円）は、カード発行後、変更を申し出られ当社が認めた場合変更ができるものとします（入会申込み時には、選択できません）。
- ②1回払い…締切日における当該利用残高の総額とし、約定支払日に一括してお支払いいただきます。なお、この場合手数料はありません。
- ③2回払い…締切日における当該利用残高の総額とし、締切日の翌月（初回）と翌々月（2回）の約定支払日に、当該利用残高の総額の2分の1ずつを、お支払いいただきます。なお、（2分の1で割り切れず）端数金額のある場合は、端数金額については初回にお支払いいただきます。なお、この場合手数料はありません。
- ④ボーナス一括払い…締切日（7月10日または12月10日）における当該利用残高の総額とし、締切日後、最初のボーナス月（1月または8月）の約定支払日に一括してお支払いいただきます。なお、この場合手数料はありません。
3. ①定額リボ払いの手数料は当月締切日の利用残高に、実質年率14.52%の1/12を乗じた金額といたします（初回分の手数料は、利用の翌日から初回返済日までの日数にかかわらず、利用後最初の締切日の利用残高に実質年率14.52%の1/12を乗じた金額とします）。なお、手数料の料率は金融情勢により変更することがあります（この場合は変更前の利用代金の残高に対してのみ新料率が適用されます）。
- ②1回払い、2回払い、ボーナス一括払いについては、手数料はいただきます。
- 2回払い、ボーナス一括払いの支払回数、支払期間、手数料率（実質年率）、利用代金100円あたりの手数料の額は、下記の通りとなります。

	2回払い	ボーナス一括払い
支払回数	2回	締め切り後最初のボーナス月（1月または8月）に一括（1回）
支払期間	2ヶ月	1〜7ヶ月

4. 前項の通知が効力を発生するまでに発生したカードの利用代金は会員が負担するものとします。
5. 利用状況等に基づくカードの一時停止および退会または会員資格の喪失に基づく契約の消滅によりカード決済の停止・中止を加盟店に当社が通知した場合、会員・加盟店間の継続的取引が停止・解約となっても当社は責任を負わないものとします。

第12条（弁済金の充当方法）

会員より支払われた弁済金が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるにたりない時は、会員への通知なくして当社が適当と認める順序方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。ただし、第31条に定める支払停止の抗弁にかかわる充当順位については、割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第13条（カードの紛失、盗難事故の場合の責任と免責）

1. 会員は、カードを紛失し、または盗難にあった場合、速やかに下記の諸手続きをお取りいただきます。
- ① 当社への連絡および当社への紛失届または盗難届の提出
- ② 最寄りの警察署への紛失・盗難届の提出
2. カードの紛失、盗難にあった場合、そのまま放置し他人に不正使用されると、その代金などのお支払いは、会員の責任となります。
3. 第1項の諸手続きをお取りいただいた会員が被る損害は、次にかける場合を除き当社が全額でん補します。
- ① 当社が紛失・盗難の通知を受理した日の前日より起算し、さかのぼって61日前以前に生じた不正使用の場合
- ② 会員の故意または過失に起因する場合
- ③ 会員の家族、同居人、留守番その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をするものなど、会員の関係者が自ら行いもしくは加担した不正使用に起因する場合
- ④ カード裏面に会員自らの署名がない場合
- ⑤ 利用の際に、登録された暗証番号が使用された場合
- ⑥ 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乘じてなされた不正使用の場合
- ⑦ 本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合
- ⑧ 会員が当社の請求する書類を提出しなかった、または、提出した書類に不正の表示をした場合、あるいは被害調査の協力をしない場合
- ⑨ 株式会社パスモオートチャージサービス取扱規則に定める「オートチャージサービス」の利用代金

第14条（カードの再発行）

1. カードは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失、暗証番号を変更した場合等の理由により会員が希望した限りには当社所定の届を提出していただき、当社が適当と認めた場合に限り再発行します。この場合、会員は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。
2. 当社の都合によりカードを再発行する場合は、前項は適用されないものとします。

第15条（費用等の負担）

会員は、弁済金の支払いを遅滞した場合の催告に要した内容証明郵便料などの実費を負担していただきます。印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要した費用、支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要した費用は、第21条から第23条等による会員資格の喪失・退会後といえどもすべて会員の負担となります。また、会員が当社に支払う費用等について公租公課（消費税等を含む）が変更される場合は、会員は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第16条（届出事項の変更）

1. 会員は住所、氏名、電話番号、取引目的、職業、勤務先、振替先預貯金口座等に変更が生じた場合には、遅滞なく当社あて所定の変更届をもって届けるものとします。
2. 前項の住所の変更届を出した場合、当社からの通知または送付書類が延着または未到着となっても、当社が、通常到着すべき時に到着したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、届出行ななかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。
3. 会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する外国政府等において重要な公的地位にある方（または、過去にその地位にあった方）およびその家族に該当する場合には、遅滞なく当社あて所定の変更届をもって国名、職位、続柄、その他必要な事項を届けるものとします。
4. 届出を怠った場合、カードのご利用ができなくなることがあります。

第17条（期限の利益喪失）

1. 会員が次のいずれかの事由に該当したときは、本規約に基づくすべての債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を一括して履行するものとします。
- ① 約定支払日にカードショッピング（1回払いを除く）の弁済金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当の期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
- ② カードキャッシング利用による弁済金またはカードショッピングの1回払いによる弁済金についてはその支払いを1回でも遅滞したとき（ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるい範囲においてのみ効力を有します）
- ③ 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき
- ④ 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき
- ⑤ 破産、民事再生、特別清算、会社更生の申立てを受けたときまたは自らこれらの申立てをしたとき
- ⑥ ICカードの破壊、分解等を行い、またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき
2. 会員が次のいずれかの事由に該当したときは当社の請求により、本規約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- ① 商品の購入等が会員にとって商行為（連鎖販売個人契約・業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く）となる場合で、会員が弁済金の支払いを1回でも遅滞したとき
- ② 商品の買入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき
- ③ 本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
- ④ その他会員の信用状態が著しく悪化したとき当社が判断したとき
3. 会員が当社から複数枚のカードを貸与されている場合で、一枚のカードについて期限の利益を失った場合、すべてのカードについて期限の利益を失い、直ちに債務の全額を一括して履行するものとします。

第18条（遅延損害金）

1. カードショッピングに関し会員が約定支払日に弁済金の支払いを遅延した場合は当該弁済金（手数料を除く）に対し約定支払日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約に基づく債務の残額（手数料を除く）に対し、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで年14.52%（ただし、1年を365日として日割計算による）の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、カードショッピングの2回払い、ボーナス一括払いについては、会員が約定支払日に分割支払金の支払いを遅延した場合は当該分割支払金（手数料を除く）に対し約定支払日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約に基づく債務の残額（手数料を除く）に対し、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで法定利率の割合による遅延損害金を支払うものとします。また、遅延損害金を支払う場合は、期限の利益喪失日以降の手数料は発生しません。
2. カッシングに関し会員が約定支払日に弁済金の支払いを遅延した場合は当該弁済金の元本金額に対し約定支払日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約に基づく債務の残額（元本金額）に対し、期限の利益喪失日の翌日から完済に至るまで実質年率17.95%を乗じた金額（ただし、1年を365日として日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。
3. 正会員が、カードショッピングの支払金およびカードキャッシングの支払

手数料率 (実質年率)	0.0%	0.0%
現金販売(提供) 価格 100円あたりの手数料 の額(円)	0円	0円

4. ① 定期リボ払いの月々の弁済金の額の具体的算定例は下記の通りとなります。
- (例) 当月締切日の利用残高が50,000円の場合の算定例。(短期コースの場合)
- 弁済金 10,000円 (第29条2.①の短期コースの表による)
- 内訳／手数料充当分 50,000円×14.52%×1/12=605円
- 内訳／元本充当分 10,000円－605円=9,395円
- ② 2回払いの支払総額の具体的算定例は下記の通りとなります。
- (例) 6月1日に現金販売(提供) 価格50,000円(消費税込)の商品を2回払い(手数料率[実質年率] 0.0%) で購入された場合の具体的算定例。

第1回お支払い（7月3日）		第2回お支払い（8月3日）	
分割支払金	25,000円……①	分割支払金	25,000円……②
内手数料	0円	内手数料	0円
内元金	25,000円	内元金	25,000円
支払後残元金	50,000円－25,000円 ＝25,000円	支払後残元金	25,000円－25,000円 ＝0円

※支払総額は、①＋②＝50,000円となります。

- ③ ボーナス一括払いの支払総額の具体的算定例は下記の通りとなります。
- (例) 6月1日に現金販売(提供) 価格50,000円(消費税込)の商品をボーナス一括払い(手数料率[実質年率] 0.0%) で購入された場合の具体的算定例。

お支払い（8月3日）	
分割支払金	50,000円……①
内手数料	0円
内元金	50,000円
支払後残元金	50,000円－50,000円＝0円

※支払総額は、①＝50,000円となります。

5. リボリング払いの残高の全部を一括して返済していただく場合（早期完済）は、当該利用残高と手数料を合算してお支払いいただきます。この場合の手数料は、第3項①により算定します。
6. 第1項にかかわらず、正会員は、以下の方式で、カードショッピング利用代金の支払い方法を定期リボリング払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも、カードキャッシング、その他当社が指定するものには適用されません。なお、①の場合、ご利用可能枠は「割賦枠」の範囲内となり、②の場合、変更できる範囲は「割賦枠」の範囲内となります。また、①の場合、当社が特別に認めたPASMOオートチャージサービス、ETC等の利用代金については「割賦枠」を超えてもショッピング総利用可能枠内であれば、1回払いとして利用できるものとします。
- ① 正会員が申し出、当社が認めた場合、以後のカードショッピング利用代金の支払いをすべて定期リボリング払いとする方式。
- ② 当社が別途定める期日までに正会員が申し出、当社が認めた場合、別の支払い方法を指定したカードショッピング利用代金を定期リボリング払いに変更する方式。

第30条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）

会員は、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引き渡された商品または提供された役務・権利（以下「商品等」という）が見本・カタログ等と相違している場合は、販売店に商品等の交換を申し出るかまたは売買契約の解除ができるものとします。

第31条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、カードショッピングの定期リボリング払い、2回払い、ボーナス一括払いにより購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について、下記の事由があるときは、その事由が解消されるまでの間、当該理由の存する商品等について、支払いを停止することができるものとします。
- ① 商品等の引渡しがなされないこと
- ② 商品等に破損、汚損、故障、その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合があること
- ③ その他、商品等の販売について、加盟店に対して生じている事由があること
2. 当社は、会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
3. 会員は、第2項の申し出をするときは、予め上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、第2項の申し出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合には当該資料添付のこと）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員もその調査に協力するものとします。
5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
- ① 売買契約が会員にとって商行為（連鎖販売個人契約・業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く）であるとき
- ② 定期リボリング払いによる1回のカード利用に係る現金価格の合計が38,000円に満たないとき
- ③ 2回払い、ボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき
- ④ 提携先国外加盟店でカードを利用したとき
- ⑤ 割賦販売法に定める指定権利以外の権利に係るカードショッピング利用代金であるとき
- ⑥ 会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき

第3章 カードキャッシング条項

第32条（カードキャッシングの利用資格者）

当社が行うカードキャッシングサービスの利用資格者は正会員とし、家族会員は利用できません。

第33条（カードキャッシングの利用）

正会員は、次の方法によりカードキャッシングを利用することができます。（利用金額は10,000円単位）

① 当社の指定する提携先の現金自動貸出機（CD）または、現金自動預入支払機（ATM）を使用する方法。

② その他提携カードの場合、提携先が定める方法。

第34条（カードキャッシングの弁済金の算定方法等）

1. カードキャッシングの弁済金の支払い方法は、定期リボリング払い（残高スライド式）または1回払いとし、会員が、利用の都度、指定した方法によるものとします。
2. カードキャッシングの弁済金は、次の基準で算定した金額とします。
- ① 定期リボリング払い（残高スライド式）… 毎月の弁済金は第3項に定める利息を含み、次表によるものとし、約定支払日にお支払いいただきます。支払いコースは、会員が入会申込時または変更届により指定したコースとなります。ただし、当社が支払いコースを指定する場合があります。

■長期コース

融資金 残高	50,000円まで	50,001円から 200,000円まで	200,001円から 300,000円まで
弁済金	5,000円	10,000円	15,000円

■短期コース

融資金 残高	100,000円まで	100,001円から 200,000円まで	200,001円から 300,000円まで
弁済金	10,000円	20,000円	30,000円

- ②1回払い…当該利用残高の総額と、第3項により算定される利息の合計額とし、約定支払日に一括してお支払いいただきます。
3. 利息は、融資金残高に対して実質年率17.95%を乗じた金額とします（ただし、1年を365日として日割計算による）。なお、第1回返済時の利息は、融資実行日から返済日までの日割計算とします。また利息の利率は金融情勢等の事情により変更する場合があります（この場合は変更前の融資金残高に対しても新利率が適用されます）。
4. 当社は、会員がカードキャッシングを利用した場合、貸金業法第17条第1項に基づく記載事項をお知らせする書面を、ご利用の都度、ご利用代金明細書とは別に、郵送により交付します。ただし、すでにカードキャッシングのご利用残高がある場合または当該書面を交付後に、新たなご利用または返済があった場合、当該書面の記載事項のうち返済期間、返済回数、返済期日、返済金額は変動することがあります。

第35条（繰上返済）

- 会員は次の方法によりカードキャッシングの残高の繰上返済ができるものとします。なお、支払いは当社指定の方法によるものとします。
- ①カードキャッシングの残高の一部を繰り上げて返済いただく場合は、前回お支払い日の翌日（第1回の返済日が未到来の場合は融資実行日）より当該返済日までの利息（第34条第3項により算定する）を含んだ弁済金として取扱いします。
- ②カードキャッシングの残高の全部を一括して返済していただく場合は、当該残債と利息を合算してお支払いいただきます。この場合、利息は前回お支払い日の翌日（第1回の返済日が未到来の場合は融資実行日）より当該返済日までの日割計算とし第34条第3項により算定します。

【当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関】

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
〒108-0074 東京都港区高輪3丁目19番15号 TEL. 03-5739-3861

【問い合わせ・相談窓口】

- (1) 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された東武百貨店および加盟店にご連絡ください。
- (2) 本規約についてのお問い合わせ、ご相談ならびに支払停止の抗弁に関しては下記にご連絡ください。
- (3) 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは下記にご連絡ください。
- (4) 宣伝印刷物の送付等についてのお問い合わせに関しては下記にご連絡ください。
- 東武マーケティング株式会社 サービス担当
東京都豊島区西池袋1丁目1番25号 〒171-0021 TEL. 03-5396-6561
登録番号 関東財務局長第01271号
包括信用購入あっせん業者登録番号 関東（包）第84号
(2024年3月19日)

東武カードPASMO特約

第1条（名称）

本カードは、東武マーケティング株式会社と株式会社バスモの2社（以下「両社」という）が提携し、発行するもので、カードの名称は「東武カードPASMO」と称します。

第2条（会員資格）

「東武カードPASMO」は、東武マーケティング株式会社が定める東武カード会員規約、両社が定める本特約、および株式会社バスモが定めるPASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則に同意した方（以下「会員」といいます）に発行されます。

第3条（契約の成立・カードの貸与）

1. 「東武カードPASMO」に関する契約は、会員に対して、両社が「東武カードPASMO」の利用を認めたときに成立します。
2. 「東武カードPASMO」の発行は、個人の方のみとします。
3. 「東武カードPASMO」は、東武カード会員規約に定める会員を対象として発行します。
4. 「東武カードPASMO」の所有権は、両社に帰属し、会員に対し貸与するものとします。

第4条（有効期限）

「東武カードPASMO」は、両社が認めたときに有効期限が更新されます。会員は旧カード、新カードおよびPASMO取扱規則に定める必要書類をPASMO取扱規則に定める事業者の指定箇所に持参し、PASMO機能を旧カードから新カードへ移し替える手続きを行うものとします。

第5条（盗難・紛失・カード障害時の取扱い・再発行）

「東武カードPASMO」の盗難・紛失・障害等が発生した場合、会員は東武マーケティング株式会社、およびPASMO取扱規則に定める事業者の指定箇所の双方に申し出をするものとし、両社が新カードを再発行します。また、盗難・紛失の場合は、最寄りの警察署への届出も行つものとします。会員は、新カード（カード障害時においては新旧両カード）、およびPASMO取扱規則に定める再発行整理票その他PASMO取扱規則に定める必要書類をPASMO取扱規則に定める事業者の指定箇所に持参し、新カードへのPASMO機能の再発行を行うものとします。なお、クレジットカード機能の再発行手数料は東武カード会員規約に定め、PASMO機能の再発行手数料はPASMO取扱規則によるものとします。

第6条（届出事項の変更）

会員が両社に届け出た事項について変更があった場合には、東武マーケティング株式会社に申し出るほか、PASMO取扱規則に定める手続きに従い、同規則に定める事業者の指定箇所に「東武カードPASMO」を持参のうえ、申し出るものとします。さらに、両社から新カードを再発行された場合には、会員は旧カード、新カードおよびPASMO取扱規則に定める必要書類をPASMO取扱規則に定める事業者の指定箇所に持参し、PASMO機能を旧カードから新カードへ移し替える手続きを行うものとします。

第7条（会員資格の喪失）

1. 会員は以下の各号に該当する場合には、「東武カードPASMO」の会員資格を喪失するものとします。なお、「東武カードPASMO」の会員資格喪失および会員資格喪失に伴うオートチャージサービスの退会による会員の損害に対し、両社はその責めを負いません。
- (1) 両社の定めに違反した場合
- (2) 東武マーケティング株式会社がクレジットカード機能の会員資格を喪失した場合
- (3) 株式会社バスモがオートチャージサービスの会員資格を取り消した場合
- (4) 会員がクレジットカード機能の退会を申し出た場合
- (5) 会員が「東武カードPASMO」のPASMO機能を払いもどした場合
- (6) 「東武カードPASMO」のPASMO機能を、PASMO取扱規則に定める手続きにより記名PASMOへ移し替えた場合
- (7) 会員のPASMOがPASMO取扱規則に定める無効または失効状態となった場合
2. 前項第2号から第4号に該当した場合、会員はPASMO取扱規則に定める手続きに従い、同規則に定める事業者の指定箇所に速やかに「東武カードPASMO」を持参のうえ、「東武カードPASMO」のPASMO機能を記名PASMOに移し替えなければなりません。
3. 会員は「東武カードPASMO」のオートチャージサービス機能のみを解約することはできません。
4. 会員資格を喪失したときの「東武カードPASMO」の取扱いについては、

第3条（用語の定義）

1. 「TOBU POINTのサービス」の利用登録者とは、本規約、およびTOBU POINTマイページ利用規約に定める事項に同意のうえ、マイページで利用登録を申し込み、当社が利用登録を承諾し、利用登録が完了した方をいいます（以下、「登録者」といいます）。登録は、個人の方に限ります。
2. 「TOBU POINTのサービス」の会員とは、以下の方です。
- (1) 当社が発行する東武カード（以下、「カード」といいます）の会員（以下、「カード会員」といいます）
- (2) 前項に定める「登録者」であって、且つ当社が別途提供するTOBU POINTアプリ利用規約に同意のうえ、同利用規約第1条第4項に定める認証が完了した会員（以下、「アプリ会員」といいます）
3. 前二項に規定する登録者およびカード会員、アプリ会員を総称して「会員等」といいます。
4. 登録者のうち利用登録のみの方（会員等になっていない方）は、会員等と比べ提供されるサービスの制限があります。また、会員等の種類により提供されるサービスの内容は異なります。
5. その他、本規約に定める主な用語の定義は、以下のとおりです。
- (1) 「TOBU POINT」とは第5条（ポイントの付与、利用方法）に記載のサービスによって付与するポイントの名称をいい、TOBU POINTとして付与または利用される個々のポイントは、以下単に「ポイント」といいます。
- (2) 「トブポマイル」とは第6条（マイルの付与、利用）に記載のサービスによって付与するマイルの名称をいい、トブポマイルとして付与または利用される個々のマイルは、以下単に「マイル」といいます。
- (3) 「TOBU POINTのサービス」とは、第5条（ポイントの付与、利用方法）および第6条（マイルの付与、利用方法）に記載のサービスの総称です。
- (4) 「ポイント加盟店」とは、TOBU POINTのサービスに参加して、会員等へのポイント付与、商品・サービスの代金の全部または一部へのポイント充当等を行う店舗・施設等をいいます。
- (5) 「マイページ」とは、TOBU POINTのサービスに関して、利用登録・退会、ポイント・マイル残高の確認、ポイント・マイル履歴の照会、登録者情報の変更、カード情報登録等を行うことができる当社が開設するウェブサイトを開きます。
- なお、カード会員がマイページを利用する場合（ポイント履歴の照会等）には、マイページで利用登録を行った上で、カード会員本人名義カードの「お客様番号」を登録して「カード情報登録」を行うものとします。また、マイページを利用できるカード会員は正会員のみになります。
- (6) 「利用登録」とは、マイページの利用、アプリが提供するサービスの利用を希望するお客様がマイページで行う登録のことをいいます。
- (7) 「PASMO ID番号」とは、ポイントおよびマイルを付与等する際に用いる、PASMOに割り当てられた17桁の文字列をいいます。
- (8) 「交通利用」とは、登録者があらかじめ登録したPASMOを用いて、入場および出場ともに自動改札機による改札を受け、東武鉄道の各路線（以下、「東武線」といいます）を利用することをいいます。

第4条（入会の方法）

- TOBU POINTのサービスへの入会の申込は、下記の方法で行います。
- (1) カード会員は、本規約を承諾のうえ、カードをご利用いただくものとします。
- (2) アプリ会員は、第3条1項に定める利用登録の後、TOBU POINTアプリ利用規約に同意のうえ、同利用規約第1条第4項に定める認証を完了させるものとします。
- (3) 前二号の規定に関わらず、登録者はマイページにPASMOを登録し、マイルに関するサービスを利用することができます。
- (4) 登録希望者が未成年である場合、登録希望者はTOBU POINTのサービスへの入会および利用について、あらかじめ親権者等法定代理人の同意を得るものとします。当社は必要に応じ、同意の有無を確認するものとします。なお、登録希望者が6歳未満の場合には登録いただけないものとします。

第5条（ポイントの付与、利用方法）

1. 「TOBU POINTのサービス」とは、会員等が東武グループ各企業をはじめとするポイント加盟店でカードによりクレジット決済した場合（以下、「カードショッピング」といいます）、カードを提示して現金でお支払いをした場合（以下、「現金利用」といいます）、アプリを提示して現金または現金同等の方法で決済を行った場合（以下、「アプリ利用」といいます）、または登録したPASMOの電子マネーを利用してポイント加盟店で決済を行った場合（以下、「PASMO利用」といいます）、その他当社が認めた場合に、会員等に対してポイントを付与するサービスおよび第6条に定めるサービスをいいます。ポイント加盟店によりポイント付与の対象となる決済方法、ポイント対象商品・サービス、ポイント付与率、付与日などが異なりますので、当社または各ポイント加盟店にご確認ください。なお、各ポイント加盟店でのポイント付与率は、各ポイント加盟店が定める期間内でのカードショッピングまたは現金利用の累計額により変更する場合があります。
2. アプリ利用でポイントをとめる場合には、アプリで会員証バーコードを提示して、現金払いまたはポイント加盟店が現金同等と判断した方法で決済するものとします。
3. PASMO利用でポイントをとめる場合には、マイページの「カード情報登録」でPASMO ID番号を登録するものとします。PASMO利用によるポイントは、PASMOのご利用データがポイント加盟店から当社へ到着した時点で、当該PASMOの登録が有効な場合に限り付与します。登録できるPASMO ID番号は、登録者本人が正規の手段によって交付を受け、所持するPASMOに記載または表示されたもの1枚に限りま。また、登録者は当社に対し、登録するPASMO ID番号について登録者本人が正規の手段によって交付を受け、所持するPASMOであることを確認するものとします。ポイントには通常ポイントと期間限定ポイントがあり、ポイントの有効期限や利用できる店舗が異なります。詳細は当社ホームページをご確認ください。
4. カード会員は、たまったポイントを以下の方法で利用できます。
- (1) ポイント加盟店において商品・サービスの代金の全部または一部に充当する方法（以下「支払充当」といいます）。なお、一部、支払充当のできないポイント加盟店があります。ポイント加盟店により利用条件が異なりますので、当社またはポイント加盟店にご確認ください。
- (2) 東武鉄道の急行券等、当社の指定する商品・サービスの支払いに充当する方法。
- (3) 当社がインターネット上で運営する東武カードWebサービスによるWebポイント交換サービスを利用してポイントと当社が指定する商品等とを交換する方法（以下、「商品交換」といいます）。(カード会員の正会員に限りま)
- (4) その他当社の指定する方法がある場合には、当社ホームページでお知らせします。
6. アプリ会員は、たまったポイントを以下の方法で利用できます。
- 1) 支払充当（一部、支払充当のできないポイント加盟店があります）。
- (2) その他当社の指定する方法がある場合には、当社ホームページでお知らせします。
7. 利用に伴い減算されたポイントは、理由のいかんにかかわらず元に戻すことができませんのでご了承ください。
8. カードの利用が停止されている場合には、TOBU POINTのサービスがご利用いただけない場合があります。
9. ポイント、支払充当およびWebポイント交換サービスで提供される商品等は現金と引換えはできません。会員等が、マイページで所定の「カード情報登録」手続きを完了した場合、「カードショッピング」により付与されたポイント、カード提示による「現金利用」で付与されたポイント、「アプリ利用」で付与されたポイント、「PASMO利用」で付与されたポイント、その他当社が付与したポイントを合算することができま。ただし、「カード情報登録」ができるのは、カード会員の正会員のみとなります。カード会員の正会員が「カード情報登録」手続きを完了した場合、家族カード利用で付与されたポイントも合算されます。なお、「カード情報登録」手続きにあたっては、会員本人名義カードのお客様番号、会員本人が正規の手段

- 東武カード会員規約の定めによります。
5. 「東武カードPASMO」のPASMO機能について、本条第1項第5号もしくは第6号の処理を行う前に「東武カードPASMO」を東武マーケティング株式会社へ返却した場合、PASMOのバリュー等を返却することはできません。

第8条 (インプリンター加盟店での制限事項)

会員は、「東武カードPASMO」をインプリンター加盟店（カードの凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店）で利用することはできません。

第9条 (個人情報情報の提供)

1. 会員は、次の各号の個人情報をも、下記利用目的のために、東武マーケティング株式会社が株式会社バスモに提供することに同意するものとします。
- (1) オートチャージサービスにかかわる利用代金の決済を行うためのクレジットカード会員番号および有効期限
- (2) 「東武カードPASMO」(「東武カードPASMO」にかかわるオートチャージサービスを含む)にかかわる通知・案内の送付および株式会社バスモから「東武カードPASMO」に関して連絡するための住所
- (3) 第4条から第6条により両社が発行する新カードのPASMOに記録するための会員の氏名、性別、生年月日および会員の電話番号
2. 会員が前項に同意しない場合、株式会社バスモは、会員の「東武カードPASMO」を発行することができません。

第10条 (株式会社バスモでの個人情報取扱い)

1. 会員希望者が「東武カードPASMO」の発行(「東武カードPASMO」にかかわるオートチャージサービスの申込みを含む。以下同じ)のために提出した個人情報の取扱い(株式会社バスモが定めるPASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則の定めによります。
2. 株式会社バスモが、前条第1項より取得した個人情報の取扱いは、同項各号に定める利用目的のほか、株式会社バスモが定めるPASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則の定めによります。

第11条 (適用範囲)

本規約に定めのない事項は、東武カード会員規約、PASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則、その他、両社の定める規定を適用するものとします。

第12条 (本規約の変更)

本規約の変更は、東武カード会員規約で定める規約の変更方法を準用するものとします。

(2020年3月18日)

個人情報の取り扱いに関する同意条項

第1条 (個人情報の収集・保有・利用)

1. 会員および入会を申込みした方(以下「会員等」という)は、本契約(本申込を含む東武マーケティング株式会社とのクレジットカード発行契約をいう。以下同じ)を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理(以下「与信業務」という)のため、以下の情報(以下これを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。
- ①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号・携帯電話番号、勤務先、家族構成、住居状況、メールアドレス、取引目的等の事項、ならびに東武カード会員規約第16条に基づき届け出た事項等
- ②本契約に関する申込日、契約日、利用日、商品名、契約額、支払回数、利用可能枠等、会員等と当社の契約に関する事項
- ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等
- ④本契約に関する会員等の支払能力・返済能力を調査するためまたは支払途上における支払能力・返済能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の借務の返済状況
- ⑤官報や電話帳等一般に公開されている情報
- ⑥本申込に関し、当社が会員等の運転免許証、パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録した情報、または写しを入手することにより得た本人確認を行ったための情報
- ⑦本申込に関する与信業務および本人確認のため、当社が必要と認めた場合における、会員等の住民票等を当社が取得し、利用することにより得た情報
- ⑧「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づいて、会員等の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報
- ⑨前各号に掲げる事項のほか、会員等から申告を受けた情報、当社ウェブサイト利用による情報、公開されている情報その他の当社が適正な手段で取得した情報(個人関連情報を含む)
2. 会員等は、当社がクレジットカード取引に係る基本的な機能・付帯サービスの提供のため、TOBU POINTサービス規約に基づく取引の情報を収集し、第1条第1項のうち①②の個人情報とともに利用することに同意します。
3. 当社が、本契約に関する債権管理業務の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項により収集した個人情報を委託先企業に提供し当該委託先企業が受託の目的に限って利用することがあります。
4. 当社が当社の事務(コンピュータ事務、代金決済事務等およびこれらに附随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項および第2項により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することがあります。

第2条 (個人情報の利用)

1. 会員等は、当社が下記の目的のために第1条第1項①②の個人情報およびTOBU POINTサービス規約に基づく取引の情報を利用することに同意します。
- ①当社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、催事、各種ご優待等のお知らせ
- ②当社の事業における市場調査、商品開発、催事計画、その他マーケティングのための各種調査・分析
- ③当社の事業における宣伝物・印刷物の送付・電話等による営業案内
- ④TOBU POINTのサービスにサービスを提供する東武グループ各社、加盟店等の外部から当社が受託して行う当社以外の宣伝物・印刷物の送付・電話等による営業案内
- ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社ホームページへの掲載等によってお知らせいたします。
- ホームページアドレス <https://www.tobu-card.co.jp/>
2. (共同利用)
- ①会員等は当社および東武鉄道(株)、(株)東武百貨店、(株)東武宇都宮百貨店、その他東武グループ各社(以下「東武グループ各社」という)が下記の利用目的のために、第1条第1項①②の個人情報およびTOBU POINTサービス規約に基づく取引の情報を保護措置を講じたうえで共同して利用(以下「共同利用」という)することに同意します。
- ア. 東武グループ各社の事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、催事、各種ご優待等のお知らせ
- イ. 東武グループ各社の事業における市場調査、商品開発、催事計画、その他マーケティングのための各種調査・分析
- ウ. 東武グループ各社の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
- エ. カードの機能、TOBU POINTのサービスなどの付帯サービスの提供
- ※なお、上記の東武グループ各社の範囲およびその具体的な事業内容については、当社ホームページへの掲載等によってお知らせいたします。
- ホームページアドレス <https://www.tobu-card.co.jp/>
- ②当社と東武グループ各社は、第2条第2項①により共同利用する会員等の個人情報を厳正に管理し、会員等の個人情報の保護に十分注意を払うとともに、第2条第2項①に掲げる目的以外には利用しないものとします。なお、個人情報についての責任者は、下記の者となります。

によって交付を受け、所持するPASMOまたは会員本人名義の東京スカイツリー東武カードPASMOに記載されたPASMO ID番号を登録するものとなります。

第6条 (マイルの付与、利用方法)

1. マイルは、登録者が東武鉄道にて交通利用をした場合、その他当社または東武鉄道が認めた場合に、マイルを付与するものです。付与に関しては、次の各号の通りとします。
- (1) 東武鉄道は、第6条第1項に定めるサービスを東武鉄道所定の付与基準により提供するものとします。
- (2) マイルは、交通利用した記録を元に算定し付与します。ただし、一部の区間や利用経路、PASMOの種類によっては算定の対象とならない場合があります。
- (3) 前号の規定に関わらず、当社または東武鉄道が別途定める付与基準を満たした場合、マイルを付与することがあります。
- (4) PASMOの登録に関しては、第5条第3項の規定を準用します。その際、ポイントはマイルに、ポイント加盟店は東武鉄道にそれぞれ読み替えます。
- (5) 当社または東武鉄道は、マイルの付与基準を予告なく改定することがあります。
2. 登録者は以下の方法にてマイルを利用することができます。
- (1) マイページまたはアプリ上にてマイルをポイントに交換する方法。ポイントに交換した後は、第5条第5項または第6項に定める方法によりポイントを利用するものとします。
- (2) マイページまたはアプリ上にて申込を行い、当社所定の方法にてPASMOのバリューにチャージする方法。
- ①申込が完了した時点で、当社は登録者のマイルを減算します。併せて、登録者に対しチャージ手続きに必要な番号等を通知します。申込完了後は、理由のいかんにかかわらず、減算したマイルを元に戻すことはできません。
- ②申込完了後、登録者が当社の定める期間を経過してもPASMOのバリューにチャージする手続きを行わなかった場合、当該マイルは失効します。
- ③チャージ手続きに必要な番号等は登録者の責任により管理するものとし、漏洩等により第三者がチャージ手続きを行った場合においても、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 株式会社バスモが提供するアプリ上にて申込を行い、Apple PayのPASMOまたはモバイルPASMOのバリューにチャージする方法。
- ①通信不良等やむを得ない場合において、チャージが完了しなくても関わらず、マイルが減算されることがあります。この場合、当社における事務手続きが終了次第、マイルを返還します。

第7条 (ポイントおよびマイルの有効期限)

1. ポイントおよびマイルの種類によって、有効期限は以下の通り異なります。
- (1) 通常ポイントは、最終利用日(最後にポイントの付与や利用があった日)より2年間を有効期限とします。
- (2) 期間限定ポイントは、付与されるポイントごとに有効期限が異なります。
- (3) マイルは、最終利用日(最後にマイルの付与や利用があった日)より2年間を有効期限とします。
2. 有効期限を過ぎた場合、それまでにたまった全てのポイントまたはマイルは失効します。ただし、期間限定ポイントの失効に伴い通常ポイントが失効することはありません。

第8条 (ポイントの確認方法)

決済によって付与されたポイントやポイント残高は以下の方法で確認することができます。

- (1) カード会員は、ポイント加盟店が発行するレシートにて、決済によって付与されたポイント数、ポイント残高を確認することができます。また、ポイント照会機でポイント残高を確認することができます(一部、レシートでポイント残高等を確認できないポイント加盟店があります)。
- (2) アプリ会員は、ポイント加盟店が発行するレシートおよびアプリにて、付与されたポイント数、ポイント残高を確認することができます。また、マイページでポイント残高、ポイント履歴を確認することができます(一部、レシートでポイント残高等を確認できないポイント加盟店があります)。
- (3) 登録者は、マイページでポイント残高、ポイント履歴を確認することができます。

第9条 (マイルの確認方法)

1. マイルやマイルの残高等は以下の方法で確認することができます。
- (1) アプリ会員は、マイページおよびアプリにてマイル残高およびマイル履歴を確認することができます。
- (2) 登録者(マイページ登録済のカード会員を含みます)は、マイページにてマイル残高およびマイル履歴を確認することができます。
2. マイルの付与内容に関し異議がある場合、マイル付与があった月または本来マイルが付与されるべき月から3ヶ月後の月末までに、当社コールセンターに申し出るものとします。

第10条 (ポイントおよびマイルの譲渡等の禁止)

1. 会員等は、自らが保有するポイントおよびマイルを他人に譲渡、貸与し、またはこれらに担保を設定することはできないものとします。また、会員等は、他の会員等が保有するポイントを譲り受け、または借り受けることはできないものとします。
2. 会員等は、他人に代わってポイントおよびマイルの付与を受けることはできないものとします。また、会員等は、会員等に代わって他人にポイントおよびマイルの付与を受けさせることはできないものとします。

第11条 (買上返品時の処理、ポイントおよびマイルの修正)

1. 買上商品を返品する場合には、カードおよび買上時のポイント加盟店が発行するレシートを返品する商品を買上げた店舗等に提示するものとします。
2. 買上商品を返品した場合には、すでに付与された当該返品商品代金相当分のポイントを減算させていただきます。なお、支払充当、およびWebポイント交換サービスで提供される商品等への交換等のポイント利用後に買上商品を返品した場合には、支払充当、およびWebポイント交換サービスで提供される商品等の返還または現金での返還を当社が請求する場合があります。
3. 当社およびポイント加盟店は、修正することが適当であると判断する事情が存在する場合、会員等のポイントまたはマイル残高を修正することがあります。

第12条 (盗難・紛失時の取扱い)

1. カードを盗難・紛失時には、カード会員が当社に届け出た時点のポイント数でカードを再発行します。なお、再発行に関しては、東武カード会員規約における「カードの再発行」規定に従います。
2. カード会員が届け出る前に支払充当などで利用されたポイントについては、当社に故意または重過失のある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。
3. 第三者のカード利用に伴うポイント付与分は、売上取消に伴って消滅します。

第13条 (届出事項の変更)

1. 会員等は住所、氏名、電話番号その他届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、マイページ等を利用して変更の届出を行うものとします。
2. 前項の変更届出を怠った場合、当社からの通知または送付書類が延着または未到着となっても、当社が、通常到着すべく時に到着したものとみなすことについて異議のないものとします。ただし、届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第14条 (利用停止・ポイントおよびマイルの失効・会員等資格の喪失)

1. 会員等が死亡した場合または会員等の親族等から会員等が死亡した旨の連絡があった場合、当然に会員等資格を喪失します。また、ポイントおよびマイルは相続の対象とはならないものとします。
2. 当社は、会員等が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、当社は通知・催告等をせずいつでも会員等資格の利用停止、ポイントおよびマイルの失効または会員等資格の取り消し、喪失の措置を講じることができるものとします。これにより会員等何らかの不利益または損害が生

個人情報の管理責任者の名称:東武マーケティング株式会社
個人情報管理統括責任者
住所:東京都豊島区西池袋1-1-25
代表者:取締役社長 鈴木 熊野
③第2条第2項①の個人情報の共同利用の期間は、原則として契約期間中および本契約終了日から1年間とします。
④本契約中あらたに共同利用会社が追加変更された場合には通知または当社ホームページ等で公表するものとします。

第3条 (個人情報情報関係の登録・利用)
1. 当社が加盟する個人情報情報機関 (個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者) および当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、会員等および当該会員等の配偶者の個人情報登録されている場合には、割賦販売法および貸金業法等により、会員等の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。ただし、家族会員および家族会員として入会を申込みれた方については、本項の適用はありません。
2. 会員等の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人情報情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人情報情報機関および当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。ただし、それ以外の目的には利用しません。また、家族会員および家族会員として入会を申込みれた方については、本項の適用はありません。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー (CIC)
①本契約に係る申込みをした事実		当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実		契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実		契約期間中および契約終了後5年間

3. 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中にあらたに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
(株)シー・アイ・シー
(割賦販売法に基づく指定信用情報機関)
(貸金業法に基づく指定信用情報機関)
お問い合わせ先:0120-810-414
ホームページアドレス:https://www.cic.co.jp
※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
4. 当社が加盟する個人情報情報機関 (株)シー・アイ・シー) と提携する個人情報情報機関は、下記のとおりです。
①全国銀行個人情報センター
お問い合わせ先:03-3214-5020
ホームページアドレス:https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
※全国銀行個人情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
②(株)日本信用情報機構
(貸金業法に基づく指定信用情報機関)
お問い合わせ先:0570-055-955
ホームページアドレス:https://www.jicc.co.jp/
※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
5. 上記3に記載されている当社が加盟する個人情報情報機関に登録する情報は下記のとおりです。
(株)シー・アイ・シー
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報

第4条 (個人情報の開示・訂正・削除)
1. 会員等は、当社および第3条で記載する個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
①当社に開示を求める場合には、第7条記載の窓口または支店・営業所にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページへの掲載等によってもお知らせしております。
②個人情報情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人情報情報機関に連絡してください。
2. 万一個人情報の削除が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条 (本同意条項に不同意の場合)
当社は、会員等が本契約に必要な記載事項 (申込書表面で会員等が記載すべき事項) の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第2条第1項および第2条第2項①ア、イ、ウ、に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第6条 (利用・提供中止の申し出)
本同意条項第2条第1項および第2条第2項①ア、イ、ウ、による同意を得た範囲内で当社および当社と共同利用する東武グループ各社が当該情報を利用していても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当社および東武グループ各社での利用を中止する措置をとります。ただし、本契約に基づき送付されるご利用代金明細書等に記載または同封される宣伝印刷物等は除きます。

第7条 (個人情報の取り扱いに関する問い合わせ等の窓口)
個人情報の開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申し出に関しましては、下記までお願いいたします。
東武マーケティング株式会社 サービス担当
住所:東京都豊島区西池袋1-1-25
電話番号:03-5396-6561

第8条 (本契約が不成立の場合)
本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条および第3条第2項①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条 (条項の変更)
本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

(2022年8月25日)

TOBU POINT サービス規約

第1条 (目的)
TOBU POINT サービス規約 (以下、「本規約」といいます) は、東武鉄道株式会社 (以下、「東武鉄道」といいます) が企画の主体となり、東武マーケティング株式会社 (以下、「当社」といいます) が運営を行うTOBU POINT のサービスの内容、および提供条件を定めたものです。

第2条 (適用範囲)
本規約は、TOBU POINT のサービスに係る各種取り扱いに関して、当社と会員等 (第3条第3項にて定義) に適用されるものです。

じたとしても、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 虚偽の申告をした場合
- (2) 会員等が本規約に違反した場合
- (3) カード会員が東武カード会員規約に違反した場合
- (4) 会員等が不正な取扱いを行った場合
- (5) その他、客観的にみて上記に類する行為が行われた場合

3. 当社は、会員等が2年間、TOBU POINT のサービスを利用しない場合は、当該会員等の会員等資格の取り消し等の措置を講じることができるものとします。

第15条 (反社会的勢力の排除)

会員等は、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。また、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が会員等として不適当と判断した場合には、当社は通知することなく会員等資格を喪失させることができるものとします。この場合、当該会員等に損害、不利益等が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 会員等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下、「暴力団員等」といいます) に該当した場合、および次の①、②のいずれかに該当した場合
①自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
②暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (2) 会員等が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合
①暴力的な要求
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
⑤その他①から④に準じる行為

第16条 (会員等都合による退会)

1. カード会員のTOBU POINT のサービス退会は、カードの退会をもって行います。カード会員が退会する場合には、当社コールセンターまで申し出るものとします。カード会員は、マイページ上での退会手続きはできません。
2. アプリ会員および利用登録のみの方 (会員になっていない方) が退会する場合には、マイページで退会を申し出るものとします。
3. カード会員がマイページの利用登録をしている場合 (アプリ会員である場合を含みます)、TOBU POINT のサービスから退会するには、双方の退会手続きが必要です。
4. 会員等が退会した場合または会員等資格を失った場合には、ポイントおよびマイルはすべて消滅します。

第17条 (サービスの中断及び終了)

1. 当社は、次の各号に該当する場合に、TOBU POINT のサービスを中断または終了することができるものとします。
(1) TOBU POINT のサービスの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合、または障害が発生した場合
(2) 当社が、TOBU POINT のサービスの中断または終了を判断した場合
(3) その他、やむを得ない事情がある場合
2. 当社は、TOBU POINT のサービスの中断または終了に伴って会員等に生じた損害その他いかなる不利益について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 当社は、TOBU POINT のサービスを中断または終了するときには、当社のホームページ等で告知するものとします。ただし、TOBU POINT のサービスの中断または終了が緊急に必要なとなった場合、その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

第18条 (業務の委託)

1. 会員等は当社が当社の指定する委託先に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。
(1) ポイントおよびマイルの加減算・利用に関する業務
(2) ポイントおよびマイルの情報処理・電算機処理に附随する業務
2. 会員等は、当社が前項委託業務範囲を追加・変更があることを予め承諾するものとします。
3. 会員等は、当社の指定する委託先が本条第1項の業務を行うために必要な範囲で、会員等に関する情報を当社が当社の指定する委託先に提供することを予め承諾するものとします。

第19条 (本規約の変更)

1. 当社は、法令に定める範囲内で、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合には、当社は会員等に変更事項を通知もしくは告知 (変更の日から30日間、当社のホームページに告知する等) いたします。なお、当社が変更事項を通知もしくは告知した後、会員等がTOBU POINT のサービスを利用した場合、または退会の申し出がなかった場合には、変更事項が承認されたものとします。
2. 前項のほか、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を次項に定める方法により変更することができるものとします。
(1) 変更の内容が会員等の一般の利益に適合するとき。
(2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
3. 前項に基づく変更にあつては、当社は、効力発生日を定めつつ、本規約を変更する旨、ならびに変更後の内容および効力発生時期を、当社ホームページにおいて周知するものとします。なお、前項②に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社ホームページへの掲載を行うものとします。

第20条 (お問い合わせ)

本規約についてのお問い合わせ・ご相談は、当社までご連絡ください。

第21条 (免責事項)

1. 当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、TOBU POINT のサービスに起因して発生した会員等の損害については、一切の責任を負わないものとします。
2. PASMOの利用に関するサービスの中断、休止または廃止並びに改札機等の障害や輸送障害、または決済端末の障害等により、やむを得ずPASMOが利用できないことによって、当該利用に対するポイントの付与およびマイルの算定、マイルから交換したバリューの利用ができない場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 当社がTOBU POINT のサービスに関して会員等に対し損害賠償責任を負う場合、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限るものとし、当社はいかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任は負わないものとします。
4. 会員等とポイント加盟店または東武鉄道との間に発生する全てのトラブルについては、会員等とポイント加盟店または東武鉄道の当事者間で直接解決することとし、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

第22条 (準拠法)

本規約およびTOBU POINT のサービスの利用に係る契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法に準拠するものとします。

(2023年3月14日)